

議案第 131 号

世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 16 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 世田谷区公共施設利用案内システムを使用した共通の使用手続を定める施設を追加する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年3月世田谷区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

- (11) 世田谷区立上用賀公園運動場条例（令和7年9月世田谷区条例第 号）に規定する施設であって、規則で定めるもの

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。